

福祉用具購入費の支給

福祉用具購入費の支給

在宅で生活している要介護者等が、保険給付の対象となる福祉用具（入浴や排泄に用いる貸与になじまないもの）を指定事業者から購入したときに購入費を支給します。

支給の対象となる金額は、同一年度内 10 万円（税込）を上限とします。支給金額は、介護保険負担割合証の割合に応じた金額となります。

支給の対象となるのは、指定特定（介護予防）福祉用具販売事業所で購入されたものに限りです。

（指定事業者以外から福祉用具を購入した場合、購入費の支給を受けることはできません。）

自分に合った用具を選ぶため、事前にケアマネジャーや福祉用具専門相談員とよく相談してから購入してください。

購入費用の全額を支払い後、支給申請書を岡山市へ提出していただきます。

提出書類の審査後、購入された用具が日常生活の自立を助けるために必要であると岡山市が認めた場合、申請後（おおむね 30 日後）に福祉用具購入費から介護保険負担割合証の割合に応じた金額を払い戻します。

対象となる用具

- ① 腰掛便座
- ② 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③ 排泄予測支援機器 *R4.4.1 より給付対象となりました
- ④ 入浴補助用具
- ⑤ 簡易浴槽
- ⑥ 移動用リフトのつり具の部分

支給手続きと提出書類

1. 購入前に、必要な福祉用具をケアマネジャーや特定福祉用具販売事業所の専門相談員に相談。
↓
2. 支給対象となる福祉用具を購入し、領収書を受領。
↓
3. 「福祉用具購入費支給申請書」を作成し、介護保険課、または、お住まいの地域の福祉事務所、支所へ提出。

<申請に必要な書類>

- ① 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書
- ② 領収書（商品名、価格など領収金額の内訳がわかる本人名義の原本）
- ③ 特定福祉用具の価格やサイズ等がわかるパンフレットやカタログ、写真など（写しも可）

☆すのこに関しては、①～③に加えすのこの寸法等がわかる図面が必要です。

☆排泄予測支援機器に関しては、①～③に加え医学的な所見の確認書類（下記 a から d）や排泄予測支援機器確認調書が必要です。

- a. サービス担当者会議等における医師の所見
- b. 介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見
- c. 個別に取得した医師の診断書
- d. 介護認定審査における主治医の意見書の写し

（岡山市介護保険の要介護認定等における情報提供制度により、被保険者が「知る権利」に基づき自己に係る個人情報収集のために開示を請求したもの）

福祉用具の注意点

福祉用具の利用は要介護者等の日常の自立を助け、家庭での介護者の負担軽減を図るものです。不適切な用具の選定は、身体機能の低下をまねいたり、購入費の支給対象外であることが購入後に分かり、トラブルになる場合がありますので、福祉用具の購入、または貸与サービスを利用する場合には以下の点に留意し、ケアマネジャー及び福祉用具専門相談員と相談し、自分に合った福祉用具を選び、利用することが大切です。

- 利用者の心身の状況及び日常生活に対しての要望を伝える。
- 用具を使う目的を明確にする。
- 目的に合った福祉用具を選ぶ。
- 用具が利用しやすいか、実際に試してみる。